

# ○一般社団法人栃木県測量設計業協会定款

制定	昭和46年 3月16日	総会議決
設立	昭和46年 7月 7日	許 可
変更	昭和48年 9月11日	認 可
	昭和51年 6月22日	同
	昭和57年 7月21日	同
	昭和61年 9月19日	同
	昭和60年 8月15日	同
	平成 4年 7月 6日	同
	平成10年 6月30日	同
	平成24年 3月23日	同

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条・第4条）
- 第3章 会員（第5条～第11条）
- 第4章 総会（第12条～第21条）
- 第5章 役員（第22条～第30条）
- 第6章 理事会（第31条～第37条）
- 第7章 会計（第38条～第40条）
- 第8章 定款の変更及び解散（第41条～第43条）
- 第9章 公告の方法（第44条）
- 第10章 委員会（第45条）
- 第11章 事務局（第46条）
- 第12章 補則（第47条）

## 附則

### 第1章 総則

（名称）

**第1条** この法人は、一般社団法人栃木県測量設計業協会と称する。

（事務所）

**第2条** この法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

### 第2章 目的及び事業

（目的）

**第3条** この法人は、測量設計業者が組織し、測量設計に係る調査研究、研修会等の開催、普及・啓発等に関する事業を行い、測量設計業者の健全な発展及び地位の向上を図るとともに、社会資本整備の推進に貢献し、もって栃木県産業の振興及び発展に寄与することを目的とする。

（事業）

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 測量設計業の技術及び経営の改善に関する調査研究、指導及び奨励
- (2) 測量設計業に関する法制及び施策の調査研究
- (3) 測量設計に関する研修会、講習会等の開催
- (4) 測量設計業の諸制度、経営等に関する情報及び資料の収集並びに提供
- (5) 測量設計に関する普及及び啓発

- (6) 関係機関及び関係団体への要望、連絡等並びに関係機関等との意見交換、提携等
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(法人の構成員)

#### 第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 測量法に定める登録を受け栃木県内に本店を有する測量業者であって、この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
  - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を推進するために入会した個人又は法人
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

#### 第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

#### 第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会（第12条に規定する総会をいう。以下同じ。）において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を毎年納入しなければならない。

(任意退会)

#### 第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

#### 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。なお、この場合、会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

#### 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

#### 第11条 会員が任意退会、除名及び前条の規定により会員資格を喪失したときは、既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第4章 総会

(構成)

#### 第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法の社員総会とする。

(権限)

#### 第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 正会員の入会金及び会費の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
（種別及び開催）

**第14条** 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年度5月に1回開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

（招集）

**第15条** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基き会長が招集する。

2 総会の日の2週間前までに通知する。

（議長）

**第16条** 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

（議決権）

**第17条** 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議）

**第18条** 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は、監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議決権の代理行使等）

**第19条** 議決権の代理行使、書面による議決権の行使及び電磁的方法による議決権の行使については、法令の定めるところにより、行使することができる。

（議事録）

**第20条** 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のなかから議長が指名した2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

（総会規約）

**第21条** 総会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定め

る総会規約による。

## 第5章 役員

(役員)

**第22条** この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上13名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

**第23条** 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人は、各理事について、その理事及びその理事の配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

**第24条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、この法人の業務を執行する。

5 会長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第25条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

**第26条** 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第27条** 役員は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

**第28条** 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の専務理事は、事務局長を兼ねるので、理事会で定めた事務局長の給与を支給する。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任免除)

**第29条** この法人は、法人法に基づく役員賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として、免除することができる。

(相談役等)

**第30条** この法人に任意の機関として相談役及び顧問（以下「相談役等」という。）5名以内を置くことができる。

2 相談役等は、この法人に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 相談役等は、この法人の運営に関して会長の諮問に応え、又は会長に対し、意見を述べるることができる。

4 相談役等は、無報酬とする。

5 相談役等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第6章 理事会

（構成）

**第31条** この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

**第32条** 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

（招集）

**第33条** 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が招集する。

3 理事会の開催日の1週間前までに通知する。

（議長）

**第34条** 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（決議）

**第35条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（監事の理事会への出席義務）

**第36条** 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（議事録）

**第37条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 会計

（事業年度）

**第38条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

**第39条** この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

**第40条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を常に主たる事務所に備えおくものとする。

#### 第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

**第41条** この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

**第42条** この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属等）

**第43条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

#### 第9章 公告の方法

（公告の方法）

**第44条** この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

#### 第10章 委員会

（委員会）

**第45条** この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務は、理事会の諮問機関として、検討、協議を行い理事会に意見を答申する。

3 委員会の構成及び運営に関し必要な項目は、理事会の決議により別に定める。

#### 第11章 事務局

（設置等）

**第46条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### 第12章 補則

（委任）

**第47条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は田崎秀穂とする、
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。